



2019年1月29日

各 位

会 社 名	ウルトラファブリティクス・ ホールディングス株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 吉村 昇
コード番号	4235 (JASDAQ)
問 合 せ 先	内部監査部 部長 高山 裕史
電 話 番 号	042-644-6515

リストラクテッド・ストックによる報酬制度の拡充に関するお知らせ

当社は、2019年1月29日開催の当社取締役会において、役員及び従業員に対するインセンティブ制度の見直しを行い、役員に対して導入済の譲渡制限付株式報酬制度（リストラクテッド・ストック）を従業員にも拡大するとともに、役員及び従業員に対して、一定期間経過後に株式を交付する形の株式報酬制度（事後交付型リストラクテッド・ストック、以下、譲渡制限付株式報酬制度と併せて「本制度」という。）も導入する決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社役員に対する事後交付型リストラクテッド・ストックの導入は、2019年3月28日開催予定の当社第54回定時株主総会にて、決議が得られることを条件といたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の役員及び従業員が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とし、グローバルに展開する当社グループ内各企業の役員及び従業員に、同様の効果をもたらすよう制度の選択肢を多様化するものです。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び当社子会社の取締役、並びに当社及び当社子会社の従業員のうち、当社が定める者（以下、「対象者」という。）

(2) 本制度の概要

当社では、2018年3月29日開催の当社第53回定時株主総会の決議により、取締役の一部に対して、当社株式を割り当てるが、3年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）は、譲渡等の処分行為が禁止され、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了した時点をもって譲渡制限が解除される譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）による報酬制度を設けております。今般、同種の報酬制度を従業員に対しても設けることを取締役会にて決議したものです。

併せまして、当社の取締役及び従業員に対し、予め交付株式数を定め、当社が定める期間（以下、「権利算定期間」という。）の経過後に、当該期間中、継続して当社又は当社取締役会が定める当社完全子会社の取締役又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、当該株式を交付する事後交付型リストラクテッド・ストックも可能とする（但し、当社役員に対する導入は、2019年3月28日開催予定の当社第54回定時株主総会にて、決議が得られることを条件とする。）ことを決議いたしました。

（3）当社株式の付与の方法及び時期

譲渡制限付株式については、2月に開催予定の当社取締役会において詳細を決定し、新株発行又は自己株式処分の手続きを経て、対象者に交付いたします。

事後交付型リストラクテッド・ストックについては、役員に対するものの導入は、2019年3月28日開催予定の当社第54回定時株主総会にて決議が得られることを条件とし、従業員に対するものと併せ、別途当社が定めた時期に取締役会決議を行い、権利算定期間経過後に、新株発行又は自己株式処分によって所定の株式数の当社株式を対象者に交付いたします。

以 上